

第 7 回 国税庁所管統計の整備に関する検討会 議事要旨

日時：令和 7 年 5 月 23 日（金）13：15～14：15

場所：国税庁会議室及び Web 開催

事務局から、配付資料に基づき説明を行った。

その後、「従業員規模別の階級区分の追加」について、それぞれ以下のとおり、各委員から御意見等を頂いた。

1 「従業員」の定義について

- ・ 従業員の定義については、「給与所得者」と定義し、役員を加えるというのは適当だと思う。役員と使用人を分けてしまうと、役員と使用人とを兼務する者について、ダブルカウントが生じることや、ダブルカウントを避けるためにどちらの区分にカウントするか等の問題がある。
- ・ 「給与所得者」は、税法上、明確に定義づけされているため、効果的だと思う。

2 給与所得者数階級の区分案について

- ・ 階級区分案については、対象となる法人が非常に多いことから、これだけ細かい区分でも十分な対象が確保できるので適当だろう。
- ・ 給与所得者数階級を作れるというのは素晴らしいことで、この提案はよいと思う。しかし、給与所得者数は基本的に暦年平均ということで、経済活動の期間と人数が対応していないというのは、分析をする際にも困るだろう。各法人の決算期に応じた給与所得者数の計算が可能かどうか、検討してはどうか。
- ・ 秘匿については、非常に難しく、技術も要求される。かと言って、上位階級を統合すればよいかというと、その判断は決して簡単ではないので、慎重に進める必要がある。

- ・ 秘匿する箇所が限られた業種の限られた給与所得者数階級であるならば、その階級を統合して表章した方がよい。
- ・ 「秘匿」と言うと、一般的にはセルの中身を「x」や「-」で消すというものだが、「区分を統合する」というのも大きな意味では秘匿になろう。いずれにしても、特定の区分や階級の法人数が少なくならないように処置をする必要がある。

3 統計表のイメージについて

- ・ 統計表について、業種、資本金階級、給与所得者数階級のクロス表をそれぞれ作るのには意味があることだと思う。
- ・ しかし、今後の検討課題である「勘定科目の追加」が実現したときに、業種の情報がない資本金階級別・給与所得者数階級別の表章については、業種や業態によって勘定科目の数字に特徴があることを考慮しなければならない。

以上